第２次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

報告書内の表示は、次のとおりです。

①　総　務　課
②　人　権　課
③　住　民　生　活　課
④子育て・健康支援課
⑤まちづくり振興課
⑥　都　市　政　策　課
⑦　学　校　教　育　課
⑧　生　涯　学　習　課
⑨　産　業　課
⑩　保　健　福　祉　課

令和２年度

築上町　人権課

第２次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

（目次）

目　次 ―― 1

基本目標１　性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現

１．性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり ―― 2

２．男女共同参画を推進する学習・教育の充実 ―― 3

基本目標２　仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現

１．仕事と家庭生活などの両立支援 ―― 4～5

２．地域における男女共同参画の推進 ―― 6

３．政策・方針決定過程への女性の参画拡充 ―― 6

基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現

１．あらゆる暴力の根絶と被害者支援 ―― 7～8

２．人権課題を抱える人々への支援の充実 ―― 9～10

３．性の尊重と生涯を通じた健康支援 ―― 11～12

基本目標４　多くの分野で女性が輝ける社会の実現

１．女性が輝ける職場づくり ―― 13

２．女性の能力向上やチャレンジの支援 ―― 13

３．男女がともにつくる活力ある地域 ―― 14

計画の実現に向けて

１．計画の推進体制の充実 ―― 15

計画を実行するために

２．町職員一人ひとりの意識の醸成 ―― 15

令和２年度

築上町　人権課

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標１　性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現							
	1．性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり						
		男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実 ▶広報誌、ホームページを活用した男女共同参画の意識啓発を行います。 ▶関係団体との共同により講演会・講座を開催します。	○広報紙、ホームページ等で、セミナーや講演会を周知し、参加報告を行う。	○広報紙・HP・SNS等でセミナーや講演会の周知、参加報告を行う。	②人権課	B	・県や団体等が実施するセミナーや講演会を広報・HP・SNS・チラシ配架により周知した。 ・参加報告は行えていない。内容を共有することで啓発につなげる必要がある。
			○男女共同参画ネットが主催する講座等の支援を行う。	○男女共同参画ネットの事業実施を支援する。		B	・キッズマネースクール、児童虐待防止・DV防止チャリティ募金などの事業、学習会等実施の支援を行った。引き続き新たな取り組みなどへの支援を行い、男女共同参画推進に向け協力していきたい。 ・情報発信を効果的に行い、イベント等の周知、新規の参加者獲得につなげる必要がある。
				○「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。		A	・広報・HP・SNSでの情報発信や懸垂幕掲揚のほか町内事業者に対して啓発協力依頼を行った。 ・11月には児童虐待防止もあわせて啓発ができた。引き続き子育て支援係と協働で行いたい。 ・男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」に参加しチラシや啓発物品配布を行った。
				○男女共同参画週間に住民課窓口で同週間のPR活動を行う。	③住民生活課	A	・男女共同参画週間（6月）および女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）に窓口に啓発ティッシュを配置しPRを行った。
		意識改革のための意識啓発 ▶家庭や地域、職場など、社会慣行等の是正を目指した意識啓発を行います。 ▶男性の家庭や地域への参画を促す意識改革を働きかけます。 ▶町職員の意識改革を進めます。	○積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。	○積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。	①総務課	C	・新型コロナの影響で研修会等が中止となり職員への参加を推進することができなかった。 ・毎週水曜日のノー残業デー継続実施や年休取得推進を呼びかけ、家庭や地域への参画を促した。これらの取り組みが家庭や地域への参画にどの程度つながったかは検証できていない。
			○広報での啓発や男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動期間に男女共同参画に関する啓発を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。	②人権課	A	・広報・HP・SNSでの情報発信や懸垂幕掲揚のほか町内事業者に対して啓発協力依頼を行った。 ・11月には児童虐待防止もあわせて啓発ができた。引き続き子育て支援係と協働で行いたい。 ・男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」に参加しチラシや啓発物品配布を行った。
				○家庭内での男性の家事参加につながる啓発、取り組みを実施する。		B	・内閣府事業「おとう飯キャンペーン」を町民大学「男性料理教室」の協力を得て実施し情報発信した。 ・この他にもう一講座実施を予定していたが新型コロナの影響で中止となった。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標１　性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現							
２．男女共同参画を推進する学習・教育の充実							
		学校教育等における男女共同参画の推進 ▶保育・幼児期における、男女共同参画の学習機会の充実を図ります。 ▶学校教育における、男女共同参画の勉強・学習機会の拡充を図ります。 ▶性別に関わらず、多様な生き方を可能にする指導の充実を図ります。 ▶自立と協調性を育み、互いの個性を尊重し合える学習機会の充実を図ります。 ▶多様な生き方を可能にするキャリア教育を行います。	〇保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修を推進する。	〇保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修への参加を推進する。	④子育て・健康支援課	B	・今年度は新型コロナの影響で研修会等に参加できなかったが、日頃から男女共同参画の視点をもって業務に取り組んだ。
			〇各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育(職業意識)等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	〇各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育(職業意識)等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	⑦学校教育課	B	・小中学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、協力し合って学校生活を送ろうとする態度の育成を図る授業等の取組を推進した。
			〇名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。	〇名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。		B	・名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発を行った。
			〇性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図る。	〇性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図る。		B	・性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことが出来るように、キャリア教育の推進を図った。
			〇男女を問わず、自立と協調性を育むことを目的とした事業を実施。 ・通学合宿事業・海洋クラブ事業	〇男女を問わず自立と協調性を育むことを目的に海洋クラブ事業を実施する。	⑧生涯学習課	D	・新型コロナ感染拡大防止のため未実施。
		男女共同参画意識を高める社会教育等の推進 ▶男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。 ▶生涯学習活動への参加を促進します。 ▶自治会における人権啓発を推進します。 ▶町職員の意識を向上する取組を実施します。	〇研修案内があれば積極的に参加を呼びかける。	〇研修案内があれば積極的に参加を呼びかける。	①総務課	C	・新型コロナの影響で研修会等が中止となり職員へ積極的に周知、参加を呼びかけることができなかった。
				〇自治会長会に対して研修会等の情報提供を行う。	⑤まちづくり振興課	C	・研修会については新型コロナの影響で未実施が多く参加の呼びかけができなかった。その他啓発情報等についても情報提供するように努めたい。
			〇各種社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・町民大学講座	〇社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・町民大学講座	⑧生涯学習課	B	・新型コロナ感染拡大防止のため規模縮小とはなったが次の事業を実施した。 ・子ども会行事や会議に出席し、会議や運営に携わった。 ・ジュニアリーダークラブ育成のための定例会や研修会を開催し、指導を行った。 ・少年スポーツ振興協議会の会議や研修会に事務局として事業を実施した。 ・町民大学において15の講座を開講した。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標２　仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
	1．仕事と家庭生活などの両立支援　(1/2)						
		ワーク･ライフ･バランスの推進 ▶ワーク･ライフ･バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ▶育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。 ▶男性の生活力アップによる自立を促進します。 ▶家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	○育児・介護休業取得予定者にわかりやすい制度のチラシを作成する。	○育児・介護休業取得予定者にわかりやすい制度のチラシを作成する。	①総務課	B	・育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。 ・庁内グループウエアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。 ・多様な制度を周知することで個々に合った様々な働き方の職員が増えた。職員自身のワーク・ライフ・バランスの充実につながっており、引き続き制度周知が必要である。
			○ワーク･ライフ･バランスについての取り組みを発信する。	○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及のため啓発を行う。	②人権課	C	・「男女共同参画週間」（6月）の啓発を広報・HP・SNS等で行った。 ・ワーク・ライフ・バランスに特化した情報発信はできていない。
			○男女共同参画を推進する。	○家庭内での男性の家事参加につながる啓発、取り組みを実施する。		B	・内閣府事業「おとう飯キャンペーン」を町民大学「男性料理教室」の協力を得て実施し情報発信した。 ・この他にもう一講座実施を予定していたが新型コロナの影響で中止となった。
			○保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる。	○保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる。	④子育て・健康支援課	A	・第3子以降の保育料・副食費無料事業で保護者の経済的負担を軽減した。 ・福岡県主催のファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。 ・一時預かりや延長・休日保育等利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担感軽減を図ることができた。
			○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。		B	・児童館事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ・児童が放課後、安全で快適に過ごせるように放課後児童クラブ事業を実施した。緊急事態宣言中、学校が休校になった際も放課後児童クラブを開所した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、児童館や子育て支援センターでのイベントや教室、子どもフェスティバル(春･夏2回)の開催が中止となった。 ・児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもを安心して産み育てる環境づくりを推進した。
			○学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進する。	○学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進する。		A	・子育てに関する相談や専門職（CP・OT・ST）による療育相談・療育支援を行った。 ・各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安の軽減に繋がった。
			○子育てに関する相談支援体制を整備する。	○子育てに関する相談支援体制を整備する。		A	・地域子育て支援拠点事業を町内2ヵ所で実施した。 ・子育て世代包括支援センターを開設し、相談体制を整備した。助産師の配置を行い、専門的な観点での相談体制を構築した。
			○子育てに関する情報提供を行う。	○子育てに関する情報提供を行う。		A	・まちづくり振興課と連携し、子育て支援の情報を一本化したホームページの作成について、取組を開始した。
			○子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ～る」を利用して、子育ての情報交換を行う。	○子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ～る」を利用して、子育ての情報交換を行う。		A	・子育て支援センターの情報誌「のびのびめ～る」を月1回発行、HPに掲載した。
			○子育て中の親が集え、憩える場を作る。	○子育て中の親が集え、憩える場を作る。		A	・子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。
			○子育てグループを支援する。	○子育てグループを支援する。		A	・子育てサークルの相談支援を行った。
			○築上町民大学の１講座として、「男の手料理教室」を継続開催する。	○「男の手料理教室」(町民大学)を継続開催する。	⑧生涯学習課	B	・「男の手料理教室」では、男性が毎日の食生活で実践できる家庭料理作りを講習した（受講生９名）。新型コロナ感染拡大防止のため、完成した料理はその場で食べずに容器に入れて持ち帰った。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標２　仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
	１．仕事と家庭生活などの両立支援　（2/2）						
		仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備 ▶子育て・保育環境の充実を図ります。 ▶家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。 ▶職場における性別役割意識の解消に努めます。 ▶育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	○積極的な啓発活動を行い研修等への参加を促進する。	○積極的な啓発活動を行い研修等への参加を促進する。	①総務課	C	・新型コロナの影響で研修会等が中止となり職員へ積極的に周知、参加を呼びかけることができなかった。
			○育児・介護休業制度について研修等の周知を行う。	○町内事業者へ育児・介護休業制度や各種助成金等に関する情報提供を行う。	②人権課	C	・各啓発期間に啓発協力依頼は行ったが、制度・助成金に関する個別の情報提供は行っていない。 ・SNS等を通してこまめな情報発信を行う。
			○保育サービス・学童サービスの充実を図る。	○保育サービス・学童サービスの充実を図る。	④子育て・健康支援課	A	・一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育等、保育ニーズに対応した保育サービスの提供を行った。 ・第3子以降の児童に係る保育料及び副食費の無料事業を行い、保護者の経済的負担を軽減した。
			○広報紙やＨＰを通して子育てサービスの情報提供を行う。	○広報紙やＨＰを通して子育てサービスの情報提供を行う。		B	・福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。 ・利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担感軽減を図ることができた。
			○家族介護者への支援として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム事業」を実施する。	○家族介護者への支援として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム事業」を実施する。	⑩保険福祉課	B	・サポーター養成講座と認知症介護相談会は（新型コロナ感染対策期間を除き）計画的に実施できた。 ・認知症初期集中支援チームの稼働はなかったがサポート医との意見交換を行い改善に向けた見通しができた。
			○認知症の人の家族を対象に「家族の集い」を行う。	○認知症の人の家族を対象に「家族の集い」を行う。		B	・少人数ではあるが継続的に開催することができた。 ・今後はさらに周知を図り参加者を増やしたい。そのことで認知症の家族介護者の負担軽減を図りたい。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標２　仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
	２．地域における男女共同参画の推進						
		地域活動における男女共同参画の促進 ▶男女共同参画に関する情報提供と周知を行います。 ▶自治会等における地域活動に女性が参画した事例などの発信を行い女性の参画を促進します。 ▶男女共同参画を推進する団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ります。	男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行う。	男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	②人権課	B	・新型コロナの影響で総会は書面決議で実施。事務手続き等について一緒に確認しながら準備をすすめた。 ・キッズマネースクール、児童虐待・DV防止チャリティ募金などの事業、学習会等の支援を行った。引き続き男女共同参画推進に向け協力する。
			広報紙等により、地域における女性の参画事例を発信する。	広報紙等で地域における女性の参画事例を発信する。		D	・事例紹介はできていない。 ・次年度以降、より身近に感じられるような情報発信を行っていく。
			講演会やセミナー開催について広報等を用い広くお知らせする。	広報紙・HP・SNS等で男女共同参画に関する情報発信を行う。		B	・オンライン開催の講演会等について広報・HP・SNSで情報発信を行った。 ・オンライン開催「あすばる男女共同参画フォーラム」の視聴会場を設置した。
			講演会やセミナー開催について広報等を用い広くお知らせする。	講演会やセミナー開催について広報等を用い広くお知らせする。	⑤まちづくり振興課	B	・新型コロナの影響で講演会やセミナーの中止が多かったが広報、HP等を通じ情報提供を実施した。
			自治会への情報提供を推進していく。	自治会への情報提供を推進していく。		B	・新型コロナの影響で十分な情報提供ができなかった。
		地域防災における男女共同参画の推進 ▶地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ▶女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	防災会議に女性参画を促す。	防災会議に女性参画を促す。	①総務課	A	・防災会議に１名の女性の参画ができ、女性の視点を取り入れた防災対策の体制が確立した。
基本目標２　仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
	３．政策・方針決定過程への女性の参画拡充						
		審議会等における女性登用についての啓発の推進 ▶男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。 ▶町の審議会等における女性委員の比率向上を目指して啓発を行います。	○女性の意識変革を目指しセミナー、講座への参加を促す。	○女性の意識変革を目指しセミナー、講座への参加を促す。	②人権課	C	・県・国から案内があったセミナーの周知を行った。 ・新型コロナの影響でオンライン開催が増えた。これまで開催地が遠いという課題があったが、充実した内容のセミナーが自宅で受けられるようになったため、情報収集、情報提供に努める。
				○審議会等の関係課に対して女性登用に関する情報提供や比率向上のための協力依頼を行う。		B	・国・県が実施する女性登用に関する状況調査を各課協力のもと行った。具体的な比率向上のための取り組みについての情報提供も行っていきたい。
		管理職などへの登用推進 ▶女性職員における管理職への登用を推進します。 ▶女性職員の職域拡大に向けた育成を行います。 ▶町政への女性の積極的な参画を促進します。	○女性職員のキャリアアップ研修等があれば積極的に周知する。	○女性職員のキャリアアップ研修等があれば積極的に周知する。	①総務課	C	・研修会等の中止が多く職員へ積極的に周知、参加を呼びかけることができなかった。 ・女性職員のキャリアアップや意識向上につながるオンライン研修などがあれば積極的に周知したい。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
	１．あらゆる暴力の根絶と被害者支援　（1/2）						
		ＤＶ防止の周知・啓発 ▶ＤＶ根絶に向けた啓発を行います。 ▶デートＤＶ防止のための教育の充実を図ります。	○デートDVに関する取り組みを行う。	○「デートDV」に関する小冊子を町内中学生に配布する。	②人権課	B	・夏休み前に町内中学生に「デートDV」に関する小冊子を配布した。例年人権擁護委員が中学校に出向いて行っている「デートDV」に関する人権教室は新型コロナの影響で実施できなかった。 ・人権擁護委員と協力し「子どものための相談窓口ガイド」を作成し町内小・中学生に配布した。
			○11月の女性に対する暴力をなくす運動期間での啓発を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。		A	・広報紙、HP、SNS等での情報発信、懸垂幕掲揚、展示ブース設置、町内事業者への啓発依頼を行った。 ・子育て支援係と協働で児童虐待防止についてもあわせて啓発を行った。今後も協力して行いたい。 ・男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」でチラシ・啓発物品配布ができ効果的な周知ができた。
				○広報紙・HP・SNS、公共施設等でDV相談窓口について積極的に周知を行う。		B	・コロナ禍でDV等の潜在化が懸念されていることから国が新たに相談窓口「DV相談＋」を開設。新型コロナの記事とともに広報・HP・SNS等で周知を行った。 ・今後も定期的に広報等で周知していく。
			○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	⑦学校教育課	B	・将来DVの加害者・被害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てると共に自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育を推進した。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
	1．あらゆる暴力の根絶と被害者支援　(2/2)						
		ＤＶ被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援 ▶相談機関の周知・啓発を行います。 ▶ＤＶ被害者の安全確保に向けた関係機関との連携を強化します。 ▶相談員の資質向上を推進します。 ▶ＤＶ被害者へのケアの充実を図ります。 ▶被害者の自立に向けた支援を行います。 ▶被害者情報の保護を徹底します。	○相談機関の周知と関係機関との連携を強化する。	○庁内各課と情報共有・連携を図る。	②人権課	B	・新型コロナ給付金事務ではDV被害者等の申請について総務課と連携を図りながら実施した。 ・機構改革も行われたため改めて庁内連絡会議で各課の役割や支援の流れを確認したい。
				○広報紙・HP・SNS、公共施設等でDV相談窓口について積極的に周知を行う。		B	・広報・HP・SNS等での情報提供のほか庁舎、出先機関などに相談先を表示したカードを設置。 ・男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」に参加しチラシや啓発物品配布を行った。
				○人権課職員の相談員向け研修等への参加。		A	・県開催の女性相談員対象の4回講座、(公財)人権教育啓発推進センター開催の人権啓発指導者養成研修会に参加した。
			○届書提出時に、記載事項証明書の請求があった場合、住所を知られないようにする申込書があることを知らせる。	○届書提出時に、記載事項証明書の請求があった場合、住所を知られないようにする申込書があることを知らせる。	③住民生活課	A	・DV等の支援を必要としている場合、支援措置の内容についてのお知らせと状況把握をする。その後、警察署等へ相談状況の照会を行い、必要と認められた場合住民票等の発行ロックを行っている。 ・相談から発行ロックをするまでの間は仮ロックをしている。
			○住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。	○住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。		A	・DVの支援は細心の注意を払い事務を行った。
			○支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。	○支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。		A	・相談を受け警察へ照会し回答が届くまでの間及び他市町で相談を受けたケースについては、通知が届くまでの間は仮ロックをし支援を行った。
			○DV被害者からの相談があった場合、被害者情報の保護を徹底しながら関係機関と連携し必要なケアを提供していく。子どもに関する乳幼児健診・予防接種等必要な支援についても同様に対応する。	○DV被害者からの相談があった場合、被害者情報の保護を徹底しながら関係機関と連携し必要なケアを提供していく。子どもに関する乳幼児健診・予防接種等必要な支援についても同様に対応する。	④子育て・健康支援課	A	・相談等に応じて、情報の保護に努めている。今後も最善の注意を払い、支援対象者に危険が無いよう業務を遂行していく必要がある。
			○相談に応じて随時対応する。	○相談に応じて随時対応する。		A	・相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携し随時対応、情報共有を行った。
			○保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。	○保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。		A	・要保護児童対策地域協議会を年1回、要保護児童担当者会議を年4回開催し関係機関(行政・保健師・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・子ども支援オフィス）と情報共有、連絡調整、個別ケース管理を実施。 ・転出する要保護児童においてはケース移管を行った。
			○高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。	○高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。	⑩保険福祉課	C	・本年度、高齢者虐待についての周知・啓発を行うには至らなかった。
			○高齢者虐待の通報を受けた後は早急に事実確認を行い、関係機関と協力し被害者の安全確保を行う。	○高齢者虐待の通報を受けた後は早急に事実確認を行い、関係機関と協力し被害者の安全確保を行う。		A	・高齢者虐待の通報を受け、早急に事実確認を行うことが出来た。また、他課と協力し擁護者への支援を行った。
			○特に遠距離ストーカー被害及び遠距離DV被害者、また母子世帯について、関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努めたい。	○特に遠距離ストーカー・遠距離DV被害者、一人親世帯等について関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努める。	⑥都市政策課	A	・今年度はDV被害による町営住宅入居相談案件が無かったが、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら入居支援に努めていく。
			○各学校でDV被害者の児童生徒の就学、転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	○各学校でDV被害者の児童生徒の就学、転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	⑦学校教育課	B	・各学校においてDV被害者の児童生徒の就学・転学について、SSW・SC等を活用し十分な情報共有を行い、また関係教育委員会と連携しケアの充実が図られるよう努めた。 ・児童生徒からの情報および家庭訪問・懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課および関係機関に情報提供を行い連携して対応を行った。
		ハラスメント等の防止対策 ▶町民に対するハラスメント防止について意識啓発を行います。 ▶起業・事業所等におけるハラスメント防止対策を推進します。 ▶町職員におけるハラスメント防止対策を推進します。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	○市町村職員研修所の階層別研修等によりハラスメントにについての研修を行う	①総務課	B	・組織内では特に啓発できていない。市町村職員研修所の階層別研修で受講職員はハラスメントについて学んでいる。
			○広報紙等によりハラスメント防止につながるよう啓発を行う。	○広報紙・HP・SNS等でハラスメント防止についての情報発信を行う。	②人権課	B	・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月）に性暴力についての特集記事を広報に掲載し、性暴力の定義や2次被害について知識を深めてもらうための情報発信を行った。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
	２．人権課題を抱える人々への支援の充実　(1/2)						
		ひとり親家庭等への支援 ▶経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ▶各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ▶総合的な相談窓口の設置を行います。 ▶ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ▶生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	○福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度など公費医療の紹介を行う。	○福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度など公費医療の紹介を行う。	⑩保険福祉課	A	・被保険者が区分に応じた自己負担限度額にて医療機関を受診することができた。
			○ひとり親に限らず、該当者からの相談があった場合や支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携し、必要なサービスへ繋げるなどの支援に努める。	○ひとり親に限らず、該当者からの相談があった場合や支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携し、必要なサービスへ繋げるなどの支援に努める。		A	・該当者が窓口に各種届出のため、来庁されたときは、子育て支援係等と連携を図り、公費医療の紹介を行っている。 ・必要に応じて、関係機関と連携を図り、サービスにつなげるようにしている。
			○ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。	○ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。	④子育て・健康支援課	A	・ひとり親家庭の手当て等に関する相談に随時対応した。
			○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布する。	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布する。		A	・ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。 ・ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報に掲載した。
			○相談業務を推進する。	○相談業務を推進する。		A	・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努めた。
			○経済的支援における事務処理を行う。	○経済的支援における事務処理を行う。		A	・経済的支援における事務処理を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う手当の周知を行った。
			○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	⑦学校教育課	B	・小学校４年生、中学校３年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図った。受講者数　小学校：51名、中学校：50名 ・準要保護世帯に対し、必要な時に速やかに支援を行うため、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を行った。対象者　小学校：15名、中学校：14名
		子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり（1/2） ▶子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ▶高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ▶同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ▶性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○あらゆる人権問題についての啓発を行う。	○あらゆる人権問題について啓発を行う。	②人権課	A	・町内小・中学校の協力を得て人権講演会を実施。北九州市立大准教授アン・クレシーニさんに外国人の人権、異文化理解などのテーマでご講演いただいた。今年度は7校で実施、残り3校は来年度実施予定。 ・人権擁護委員、築上西高等学校と協働で「新型コロナウイルスに関する人権啓発ポスター」を作成。町内事業者や医療機関等に掲示依頼を行った。 ・新型コロナに関する差別をなくす運動「シトラスリボンプロジェクト」に賛同。町内有志からピンバッジの寄付を受け町議会や職員に呼び掛けた。
				○子どもの人権相談窓口を学校等を通じて周知する。		A	・人権擁護委員と協力し「子どものための相談窓口ガイド」を作成し夏休み前の時期に町内小・中学生に配布した。
			○思春期保健教室では、小学校の養護教諭と連携し、性的少数者(LGBTQ)の理解を深められるよう教育を行っていく。	○思春期保健教室では、小学校の養護教諭と連携し、性的少数者(LGBTQ)の理解を深められるよう教育を行っていく。	④子育て・健康支援課	A	・今年度も思春期保健教室にて性的少数者（LGBTQ）の当事者を講師に開催。（小学校６年生対象）教室開催後、子どもたちの感想文では理解をし、今後社会で生きていくときの力になっていくのではと感じた。
			○医療ケア児や極小未熟児等、地域で生活していく上で支援が必要な児には、退院前から医療機関・関係機関と連携し支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。	○医療ケア児や極小未熟児等、地域で生活していく上で支援が必要な児には、退院前から医療機関・関係機関と連携し支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。		A	・子ども全員が支援対象だが、特に生きづらさを感じやすい医療的ケア児や極小未熟児、保護者が障がい者の場合等の家族支援は。より丁寧に行った。（関係課、医療機関、幼保育園や学校、児童相談所、訪問看護ST、相談支援員、民生委員等）
			○外国人に母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する(英語・中国・タイ・ハングル)。	○外国人に母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する(英語・中国・タイ・ハングル)。		A	・外国人の妊婦に対しては、母国語の母子手帳を準備しているが、今年度は発行する機会がなかった。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	評価の理由（実施状況・課題）
基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
	２．人権課題を抱える人々への支援の充実　(2/2)						
		子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり（2/2） ▶子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ▶高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ▶同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ▶性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○ホームページに、障がい者が利用できる福祉サービス等の内容や申請書の様式といった情報を掲載し、サービスの活用を促進する。	○HPに障がい者が利用できる福祉サービスの内容や申請書の様式等の情報を掲載し、サービスの活用を促進する。	⑩保険福祉課	B	・障がい者が利用できる福祉サービスについてHPに掲載し情報提供を行っている。要望があれば申請書や関係書類は郵送で対応している。 ・豊築地区自立支援協議会の就労支援部会・こども部会・相談支援部会がそれぞれ作成したリーフレットを窓口に置き周知を図っている。
			○成年後見制度のリーフレットを介護事業者や住民等に配布するなどして周知する。また成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。	○成年後見制度のリーフレットを介護事業者や住民等に配布するなどして周知する。また成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。		B	・窓口に相談に来た方に成年後見制度のリーフレットを渡し手続き方法など説明を行った。 ・成年後見制度については周知が不十分なので今後さらに周知を図る必要がある。
			○広報紙等での啓発や、国際交流員等を活用した国際化への理解を深める取り組みを行う。	○広報紙等での啓発や、国際交流員等を活用した国際化への理解を深める取り組みを行う。	⑤まちづくり振興課	A	・国際交流員を活用し、異文化への理解を深めるイベントを開催。 ・国際交流員を活用し、イベント・SNS発信等を通じた文化交流を実施し異文化への理解を深めるきっかけとなった。
			○各学校で同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組内容を校内実践交流会において職員間で交流する。	○各学校で同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組内容を校内実践交流会において職員間で交流する。	⑦学校教育課	B	・各学校において、同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努めた。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進し、取組の内容を校内実践交流会において職員間で共有した。
			○各学校校長及び児童生徒、支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。	○各学校校長及び児童生徒、支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。		B	・各学校校長および教職員で、町内における人権課題解決に向けた取組推進を図った。
			○下記の事業を実施する。 ・車イスバスケット体験教室 ・障がい者マリンスポーツ体験 ・障がい者水泳教室 ・オリンピックキャンプ受入 ・パラリンピック選手交流	○下記の事業を実施する。 ・車イスバスケット体験教室 ・障がい者マリンスポーツ体験 ・障がい者水泳教室 ・オリンピックキャンプ受入 ・パラリンピック選手交流	⑧生涯学習課	B	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小とはなったが次の事業を実施した。 ・車イスバスケットボール体験教室を椎田中で実施。 ・障がい者マリンスポーツ体験を２回実施。 ・パラスポーツ体験を通じた心のバリアフリー教室としてブラインドサッカーを実施 （町民・築城小学校年生・町職員）

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
	３．性の尊重と生涯を通じた健康支援　（1/2）						
		生涯を通じた心とからだの健康づくり　（1/2） ▶安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ▶子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ▶各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ▶健康サロンへの参加を促進します。 ▶健康情報の提供を充実します。 ▶心の健康づくりを推進します。 ▶スポーツ活動を推進します。	〇町民の健康課題を抽出し、重要視する課題を優先的に解決するための施策を示したデータヘルス計画・第3期特定健診等計画・健康増進計画に基づき保健事業を展開する（全てのライフステージで生活習慣病の発症予防・重症化予防を視点に事業展開）。	〇町民の健康課題を抽出し、重要視する課題を優先的に解決するための施策を示したデータヘルス計画・第3期特定健診等計画・健康増進計画に基づき保健事業を展開する（全てのライフステージで生活習慣病の発症予防・重症化予防を視点に事業展開）。	④子育て・健康支援課	A	・データヘルス計画・第3期特定健診等計画・健康増進計画(健康ちくじょう２１)に基づき、全てのライフステージにおいて生活習慣病の発症予防・重症化予防を実践し、PDCAサイクルを回しながらより良い保健事業を展開する。
			〇地区担当保健師による継続的な保健指導等の実施（赤ちゃん～成老人まで）。	〇地区担当保健師による継続的な保健指導等の実施（赤ちゃん～成老人まで）。		A	・保健師・管理栄養士ともに地区担当制をとり、健康づくり事業を実施。生活習慣病予防、重症化予防事業を着実に実施するため、対象者を絞り込み、より効果的な保健事業を展開している。 ・子育て世代包括支援センターを開設（1月）、助産師の配置を行い、よりきめ細やかな相談体制を構築した。
			〇乳幼児健診、特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業で広報・HP・個人通知等必要に応じて受診勧奨を実施。	〇乳幼児健診、特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業で広報・HP・個人通知等必要に応じて受診勧奨を実施。		A	・特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業について広報・HPでPRを行った。 ・子どもの成長発達促進の学びツールとして乳児全戸訪問事業(生後２ヵ月)時に「子どもノート」配布。保護者の疑問や不安解消の手助けとしたい。「子どもノート」は乳幼児健診にも持参してもらい随時活用。 ・新型コロナ感染拡大防止のため健診実施の制限があったが個別対応でフォローするなど取り組んだ。
			〇定期予防接種実施（子ども・高齢者）。	〇定期予防接種実施（子ども・高齢者）。		A	・ロタウイルスワクチンの定期接種が開始され、体制構築に取り組んだ。
			〇子どもｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種(任意)費用一部助成。	〇子どもｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種(任意)費用一部助成。		A	接種費用の助成を行い、健康増進、経済的支援を行った。
			〇生活保護者の高齢者インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の自己負担額の公費助成。	〇生活保護者の高齢者インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の自己負担額の公費助成。		A	・定期予防接種（A類疾病）は自己負担なく実施。B類疾病分（高齢者肺炎球菌・インフル）は自己負担1000～2000円で、子どもインフルは上限3000円まで公費負担（生活保護者は自己負担なし）。今のところ大きな流行はない。
			〇生活保護世帯、町県民税非課税世帯のがん検診等自己負担の免除（公費助成）。	〇生活保護世帯、町県民税非課税世帯のがん検診等自己負担の免除（公費助成）。		A	・総合健診においても、生活保護・非課税世帯は申請にて自己負担免除。
			〇ふれあい健康サロン実施。未開設地区や不参加者へ働きかけ。	〇ふれあい健康サロン実施。未開設地区や不参加者へ働きかけ。		B	・感染予防対策をとりながらサロン事業を実施。新型コロナの影響により開催できない地区には看護師が電話連絡し体調及び状況確認を行い、必要な場合はフォローを行った。
			〇健康情報の提供	〇健康情報の提供		A	・広報に毎月「保健だより」として周知している。今年度は、新型コロナウイルス感染症に注力した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、妊婦支援給付金事業を実施し、感染予防に努めてもらえるよう普及した。
			〇相談者に、随時必要な情報提供や支援に努める。	〇相談者に、随時必要な情報提供や支援に努める。		A	・健診結果説明会を実施し、各自の健康管理についてフォローを行った。
			〇心の相談事業の実施。	〇心の相談事業の実施。		B	・その他健康相談は随時実施、心の健康相談はコロナ禍でも実施しているが、利用者が少ない。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	評価の理由（実施状況・課題）
基本目標３　一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
	３．性の尊重と生涯を通じた健康支援　（2/2）						
		生涯を通じた心とからだの健康づくり　（2/2） ▶安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ▶子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ▶各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ▶健康サロンへの参加を促進します。 ▶健康情報の提供を充実します。 ▶心の健康づくりを推進します。 ▶スポーツ活動を推進します。	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。	④子育て・健康支援課	A	・児童館事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ・児童が安全に過ごせるように放課後児童クラブ事業を実施した。緊急事態宣言中、学校が休校になった際も放課後児童クラブを開所した。 ・児童館運営審議会を開催した。 ・地域子育て支援拠点事業を町内2ヵ所で実施した。 ・新型コロナの影響で児童館や子育て支援ｾﾝﾀｰでｲﾍﾞﾝﾄや教室・子どもﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙが開催中止となった。 ・子育て支援センターの情報誌「のびのびめ～る」を月1回発行、HPに掲載。 ・子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。
			○住民主体の地域包括ケア体制を図るため、住民参加の場に出向き情報発信や意見交換をする。	○住民主体の地域包括ケア体制を図るため、住民参加の場に出向き情報発信や意見交換をする。	⑩保険福祉課	B	・介護保険保険証交付の際に地域包括支援センターの役割や地域包括ケアについて周知した。 ・認知症サポーター養成講座において、認知症の人への接し方やサポートについての情報発信を行った。 ・シルバー人材センターの会員を対象に地域包括ケアについて情報発信を行った。
			○認知症への理解を深めるため認知症サポーター養成講座を行いサポーター数を増やす。	○認知症への理解を深めるため認知症サポーター養成講座を行いサポーター数を増やす。		B	・新型コロナの影響で養成講座の開催が予定通りにならなかった。（５回開催）
			○スポーツフェスティバルの継続開催。	○スポーツフェスティバルの継続開催。	⑧生涯学習課	B	・新型コロナ感染拡大防止のため、規模縮小とはなったが次の事業を実施した。 ・スポーツフェスティバル(自治会対抗グランドゴルフ大会、グランドゴルフ大会（個人）、ミニオリンピック（障がい者スポーツ）、パークゴルフ大会、)を実施。
			○少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。	○少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。		D	・新型コロナ感染拡大防止のため未実施。
			○健康向上教室の継続開催。	○健康向上教室の継続開催。		D	・未実施。
			○少年スポーツ教室を継続開催	○少年スポーツ教室の継続開催。		A	・少年スポーツ教室としてバスケットボール教室を実施。
		発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成 ▶性の尊重についての普及・啓発を行います。 ▶性の尊重に関する教育を推進します。 ▶エイズ・性感染症対策を推進します。	○デートDVやJKビジネス問題等の啓発を行う。	○「デートDV（JKビジネスの内容を含む）」に関する小冊子を町内中学生に配布する。	②人権課	B	・夏休み前に町内中学生に「デートDV」に関する小冊子を配布した。例年人権擁護委員が中学校に出向いて行っている「デートDV」に関する人権教室は新型コロナの影響で実施できなかった。
			○LGBTの理解と認識を深める取組を行う。	○LGBTQの理解を深める取り組みを行う。		A	・思春期保健教室の開催にあわせて小・中学校に希望調査を行い性の多様性に関する書籍を配布した。
			○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び郊外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び郊外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	⑦学校教育課	B	・各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと学習内容の充実を図った。 ・学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図った。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標４　多くの分野で女性が輝ける社会の実現							
	１．女性が輝ける職場づくり						
		均等な雇用及び待遇の確保 ▶職場における男女格差是正に向けた啓発を行います。 ▶職場における育児・介護休業制度の普及・啓発を行います。 ▶ハラスメント防止対策を推進します。 ▶町職員における男女共同参画意識向上に向けた普及・啓発を行います。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	①総務課	C	・新型コロナの影響で研修会等が中止となり職員へ積極的に周知、参加を呼びかけることができなかった。 ・独自での取組みは特に行わなかった。
			○ハラスメントについて周知を行う。	○ハラスメント防止についての職員向け啓発を行う。	②人権課	C	・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月）で性暴力の定義や2次被害について知識を深めてもらうための情報発信を行ったが、職員向けとしてハラスメント防止に関する啓発は行えていない。
			○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	⑨産業課	B	・送付されるセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。
		企業等事業所における女性管理職登用の推進 ▶女性管理職登用について啓発を推進します。 ▶積極的改善措置に関する情報提供を推進します。	○女性の意識改革を推進。	○町内事業所へ国・県・あすばる等が実施する女性活躍推進の取り組みや助成事業等について情報提供する。	②人権課	B	・キャリアデザインセミナー等についてチラシ配架、町内事業者への情報提供を行った。
			○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	⑨産業課	B	・送付されるセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。
基本目標４　多くの分野で女性が輝ける社会の実現							
	２．女性の能力向上やチャレンジの支援						
		女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実 ▶女性の就業に関する情報提供を行います。 ▶女性の再就職を支援します。 ▶女性の能力向上とキャリアアップに向けた支援、相談の充実を図ります。	○ママライター養成講座を開催する。	○ママライター養成講座(R1年度実施事業)のフォローアップを実施する。	②人権課	B	・講座卒業生を対象にフォローアップ研修（写真講座、マーケティング・ブランディング講座）を実施。 ・フォローアップの一環として広報紙に「子育てコラム」連載。 ・女性活躍推進を目的に実施した講座をきっかけに一部の受講生が任意団体「京築ママライター」を立ち上げ、子育て世代の目線で地域情報を発信するWebメディア「けいちく暮らし」を始めた。サイトの紹介など町としてできる支援を継続したい。
			○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	⑨産業課	A	・創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧で周知した。
		女性の起業支援及び起業促進 ▶起業支援に関する情報提供を行います。 ▶起業を目指す女性の掘り起こしを行います。 ▶女性の起業や企業経営に関して、男性の理解を促します。	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	⑨産業課	A	・創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧で周知した。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 令和元年度	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
基本目標４　多くの分野で女性が輝ける社会の実現							
	３．男女がともにつくる活力ある地域						
		農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進 ▶自営業等における女性の就労環境の是正について、普及・啓発を行います。 ▶農業経営における女性の地位向上に向けた意識啓発を行います。 ▶家族経営協定の普及・啓発を努めます。	○女性の就労環境の改善の啓発を行う。	○女性の就労環境の改善の啓発を行う。	⑨産業課	B	・送付されるセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。
			○認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発。	○認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発。		B	・認定農業者の面談時等に、家族経営協定についての理解を求め、普及・啓発を図った。 ・今年度中に、一家族（一件）の協定見込み。
		地域振興における男女共同参画の促進 ▶男女共同参画による６次産業体制の確立を推進します。 ▶女性の活躍による特産品の開発やＰＲ活動を促進します。 ▶地域おこしやまちづくりを進めるために、男女共同参画を推進します。 ▶男女共同参画による伝統文化の継承を推進します。	○平成31年度は町内66自治会を対象とした、まちづくり交付金として当初予算に36,420千円計上している。	○令和2年度は町内66自治会を対象に「まちづくり推進交付金」36,420千円を当初予算計上。	⑤まちづくり振興課	A	・令和2年度は町内66自治会を対象とした、まちづくり交付金を36,390千円支出している。 ・町内各自治会に対して交付金を交付し、まちづくりへの協力ができたと思われる。
			○地域おこし協力隊員に対しては、任期後の情報提供等、フォローを継続していく。	○地域おこし協力隊員に対しては、任期後の情報提供等、フォローを継続していく。		D	・任期後の地域おこし協力隊に情報提供等は行なえていない状況。
			○文化財保存団体へ支援を行う。	○文化財保存団体へ支援を行う。	⑧生涯学習課	A	・文化財保存団体（国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体）へ補助金を交付し支援を行った。
			○女性の活躍による新商品、特産品の開発やPR活動を促進する。	○女性の活躍による新商品、特産品の開発やPR活動を支援する。	⑨産業課	B	・男女が共に参画して取組んでいる特産品の開発に対して、加工場の整備・運営等の支援を行った。
			○福岡県農山漁村等総合対策事業費補助金（直売所を拠点とした地域の元気づくり事業）を活用し、男女共同参画による６次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を支援する。	○男女共同参画による6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を支援する。		B	・直売所を拠点とした地域の元気づくり事業を推進するとともに、男女共同参画による６次産業化に対する支援、ＰＲ活動に対する支援を行った。

A　十分達成した
B　ある程度達成したが課題が残った
C　十分達成できず改善が必要
D　未着手または事業計画の見直しが必要

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

基本方針	基本目標	施策の方向 具体的施策	基本計画に基づく具体的事業計画 （令和元年度）	基本計画に基づく具体的事業計画 令和2年度	担当課 令和2年度	令和2年度事業評価 評価	令和2年度事業評価 評価の理由（実施状況・課題）
計画の実現に向けて							
	1．計画の推進体制の充実						
		計画の進行管理 ▶各担当課が実施計画の評価を行い、報告書を作成します。 ▶計画の進歩状況を審議会へ報告を行い、計画の進歩状況の確認、評価を行います。 ▶町の取組の進歩等を分かりやすくまとめ、その結果を公表します。 ▶社会の状況や取組の進歩に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。	○第２次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）の平成３０年度状況について、関係各課に事業照会を行い、審議会に意見を求め、町長に報告する。また、取組状況をＨＰで公表する。	○第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)の各課の実施状況について審議会に意見を求め、業務改善につなげる。また、実施状況をHPで公表する。	②人権課	B	・関係各課に事業計画および評価の照会を行った。 ・男女共同参画審議会で実施状況について審議を行いその内容を町長に報告しHPで公表する予定。
		町民、関係団体、事業者との連携 ▶町民一人ひとりが計画の推進に主体的に参画できるよう、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。 ▶関係団体との情報交換を図り、連携強化に取り組みます。 ▶町内の事業活動に関し、男女共同参画の実現を目指し、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。	○男女共同参画に関する情報（セミナー、講演会等々）を町民が得られるよう関係団体と連携を図る。	○男女共同参画に関する情報(セミナー、講演会等)を町民が得られるよう情報発信する。	②人権課	B	・庁舎内の啓発コーナーに書籍やチラシを設置した。 ・新型コロナの影響でオンライン開催となった全国・県のイベントについて広報紙等で情報発信した。 ・「あすばる男女共同参画フォーラム」はインターネット環境が整っていない方が参加できるように視聴会場を設置した。
				○第2次築上町男女共同参画推進基本計画の概要等について周知する。		D	・計画の概要等についての周知は行えていない。 ・町内事業者に対して各種セミナー等の情報提供にあわせて基本計画の目的等についても周知したい。
				○男女共同参画ネット等各団体が実施する男女共同参画につながる事業について広く情報発信し参加を促進する。		B	・男女共同参画ネットの各種事業実施の際には広報・HP・SNS等で情報発信を行った。子ども向けイベントなど情報発信を効果的に行い、周知および新規の参加者獲得につなげたい。
計画を実行するために							
	2．町職員一人ひとりの意識の醸成						
		意識変革に向けた職員研修の実施 ▶女性職員に対する能力向上のための研修機会を確保します ▶ワーク・ライフ・バランスに関する意識変革を促す研修機会を確保します ▶人事評価において、公平で適切な評価が行われるよう、管理職等を対象とした研修機会を確保します。		○人事評価研修の評価者研修等により、評価者の意識改革に取り組む。	①総務課	B	・ワーク・ライフ・バランスの意識改革のため、各所属長に所属職員の年休取得率を提示し、年休取得を促した。 ・ワーク・ライフ・バランスの意識改革を促す研修は実施できていないが、年休取得率を提示し、年休取得の低い部署については年休取得を促し、取得向上を図ることができた。
			○男女共同参画に関する研修会等への参加を推進する。	○男女共同参画に関する研修会等への参加を推進する。	②人権課	C	・今年度は日本女性会議、あすばる男女共同参画フォーラムへの参加は人権課職員のみで対応した。 ・育児休業中職員に復職対象者向けウェビナーについて情報提供を行った。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する意識改革につながる研修会等があれば職員に向けて情報提供を行う。
		特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備 ▶男性職員に対する育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。 ▶育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。 ▶超過勤務を減らすため、事務処理の簡素合理化を推進します。		○男性職員の育児休業制度を周知し、育児休業の取得を推進する。	①総務課	A	・庁内グループウエアに育児に関する休暇のQ&Aを掲載している。また、所属長を通じて年休取得推進を周知し、計画的に年休を取得できるよう組織の体制づくりを進めた。
				○職員しかできない業務とそうでない業務に分類し、職員でなくてもできる業務は業務委託等を進め業務の適正化を進める。		B	・一部の業務については、業務委託を行い、業務の効率化を図った。